

洋光台エリア会議の設置及び運営要領

(名称)

第1条 この会議を「洋光台エリア会議」(以下、「エリア会議」という。)と称する。

(目的)

第2条 エリア会議は、洋光台地域の良好な社会資本を有効活用し、価値を維持・向上させて、次世代に引き継ぎ下記を実現することを目的として設置する。

- (1) 地域の課題解決の担い手となる専門性を持った組織のプラットフォームの構築
- (2) 複合的なテーマを扱うグループの形成や活動スキームの波及、新たな取組主体の参画などによるエリアの活性化
- (3) 各主体の連携を連鎖的につなげること

(テーマ)

第3条 前条の目的を達成するため、エリア会議は下記をテーマとして取り扱う。

- (1) 多世代近居(住み替えシステム、コミュニティ活性化、ウェルフェア等)
- (2) 防災
- (3) 駅前再編・景観形成
- (4) エネルギーマネジメント
- (5) その他、洋光台地域の価値を維持・向上させることに資する取り組み

(構成)

第4条 エリア会議の構成は、有識者、洋光台まちづくり協議会、神奈川県、横浜市、独立行政法人都市再生機構神奈川地域支社とし、別表に掲げるものを構成員とする。

2 構成員は、必要に応じて適宜見直しを図る。

(対象エリア)

第5条 エリア会議の対象エリアは、別図に規定する多世代近居に係る洋光台地域ケーススタディ検討会対象エリア(洋光台まちづくり協議会活動エリアに県営日野団地を加えたエリア)とする。

2 対象エリアは、必要に応じて適宜見直しを図る。

(事務局)

第6条 エリア会議の庶務を担当するため、独立行政法人都市再生機構神奈川地域支社に事務局を置く。

(会議及び分科会)

第7条 エリア会議の開催は年2～3回を目安とし、必要に応じて随時開催する。

2 エリア会議の招集は事務局が行う。

3 座長が必要と認めるときは、構成員の他、関係者もエリア会議に出席することができる。

4 エリア会議において、各構成員は以下を行う。

(1) 検討及び取り組み状況等の報告

(2) 課題解決に向けた連携体制の構築

(3) 取り組みスキームの地域内への波及に向けた意見交換

(4) 構成員の連携による新たな取り組み項目の発意

5 エリア会議は、必要に応じ分科会を置く。

6 分科会の設置やその構成、目的及び役割は、エリア会議における協議に基づき定める。

(雑則)

第8条 本要領に定めのない事項については、エリア会議の合意により定める。

(附則)

この要領は、平成24年5月11日から施行する。

別表（構成員）

有識者
（座長）
小林重敬（東京都市大学都市生活学部教授、横浜国立大学名誉教授）
大江守之（慶應義塾大学総合政策学部教授）
中村文彦（横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院教授）
洋光台まちづくり協議会
会長
副会長（公園・街路空間整備部会長）
副会長（住環境整備部会長）
駅前・商空間整備部会長
神奈川県
県土整備局建築住宅部長
県土整備局建築住宅部 参事
県土整備局建築住宅部住宅計画課長
横浜市
政策局政策部 政策担当部長
政策局政策部政策課 担当課長
建築局企画部長
建築局企画部企画課長
磯子区総務部区政推進課長
UR都市機構神奈川地域支社
住宅経営部長
住宅経営部ストック活用・ウェルフェアチームリーダー
（事務局）
団地マネージャー（洋光台エリア担当）

別図（対象エリア）

